

梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2244161>

出版情報 : 史淵. 97, pp.35-67, 1966-12-25. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる

越 智 重 明

は し が き

南朝における士人は、家格を中心とする仲間意識に基くものと、純粹に制度的存在として九品官、九品官より下の官に就いているものすなわち官僚たるもの（退官者を含む）とに大別できる。前者の淵源は遠いところに遡ることができようであるが、後漢以後でいえば、まず人物評論を重んずる風潮のなかに（政治に連なる）学問、識見を同じくする人々が互に士人としての仲間意識をもち、ついで九品官人法の運営の間にその士人としての仲間意識が家格中心のものに変化したということがいえよう（以下、士人といえば前者の士人を指すこととする）。九品官人法の運営の間に士人としての仲間意識が家格中心となり、かつ国政の運営も亦家格を重視するようになってきたころ、族門制というべきものが生じたと考えられる。それは全国民の身分を上下四等に分けたものである。以下それぞれを、（それぞれに該当すると思われる）称号のうちの一つずつをとって）甲族、次門、後門、三五門とよぶこととする。梁の天監七年に行われたいわゆる天監の改革（以下、「改革」という）以後でいえば上級の士人は甲族層を構成し、下級の士人は次門層を構成していたということになる。後者は礼記などに見える命士に出たもので内部的には公卿大夫士というヒエラルキーをもっている。（前者

の）士人（全体）と後者の士人（全体）とは本来一致すべきであった。時期によっては両者が一致しないこともあったが「改革」時には両者の一致が図られている。「改革」時甲族層、次門層だけが官僚となるように定められたが、これはそのことを物語るものである。

族門制はもとと士人を中心とした政治（・社会）の実態のうえに設けられたものである。しかしそれにしてもそのものは制度としての一面をもつ。それだけに制度としての規制を受けるのはやむをえない。末になると天子が各人の属する族門を決定する権限を最終的にもつことを表面におしだしてくる。その結果若干ではあるが士人層の理解、意識とずれる族、門が生じてきている。これはその一例をなすものである。ところで、「改革」時、時の天子武帝は流内第十二班以上第十八班以下に就官したものの子に対して任子制を適用している。これにあっては流内第十二班以上第十八班以下就官者の子は甲族（の子）として著作佐郎以上に起家をする。これは流内第十二班以上の就官が本来甲族層だけを対象とするものであったのを物語っている。しかし、武帝は上層の次門層出身者を盛んに流内第十二班以上に就けその際も右の任子制を適用している。このことは上層の次門層出身者も亦流内第十二班以上に就官した際制度的に甲族となったのを察せしめるものである。かくて武帝が族門制のもつ制度的な面を通じて旧来の甲族層にかなり大きい影響を及ぼしたということが考えられる。

南朝の天子はもちろん族門制を否定するような動きを示しておらず、その肯定のうえに国政を運営している。武帝にあってもそれに变りはなかった。そうすると、(一)武帝が族門制を肯定しながら、しかも何故上層の次門層出身者なり、その子孫なりが（制度にそう限りにおいて自動的に）甲族層に入るような新制度をうちだしたのか、また、(二)任子制をめぐる武帝の政策の窮極目的は果して達成されたのかどうか、ということが問題となってくる。これについてはつぎのように考え

られる。(一)当時甲族層は家格の固定化のうえに安坐して官僚として無能化していた。一方次門層は少なくともそれに比べた際政治担当力、事務処理能力をもっていた。武帝はこうした点を重視し上層の次門層出身者で有能な人物を盛んに重擧して官界で活躍させ、そのなかで流内第十二班以上に就官した者をとくに制度的な甲族とした。武帝のこうした政策の窮極目的が、新甲族層が旧来の甲族層と一体化することを通じて甲族層そのものの體質を改善しそれを若返らせるにあつたのは明かである。その際当然のこととして新甲族層が甲族としての政治身分を子孫に伝えるべき方策をうちださなければならぬ。その要求をみたすものとして武帝が流内第十二班以上就官者すべての子に対し任子制を適用した。ただし、旧来の甲族層で若死、その他によって流内第十二班以上に就きえなかつたものの子も、甲族として著作佐郎以上に起家する。これは一見任子制と矛盾するようであるが、任子制をめぐる政策の窮極目的からいえばむしろ当然のこととすべきである。なお、「改革」時武帝が上層の次門層出身者重視策―任子制をうちだした際、その歴史的背景をなすものとして、右にあげたもののほかに、「改革」時(かつて士人であつたが当時士人でなくなつていた・往々郷村社会に勢力をもつていた)後門層を制度としての庶民に切りさげ官僚層から外してしまつたが、その際殆んど甲族層が郷村社会との連繫をもつていなかつたため、彼らにその政策遂行をささえること(後門層の反撃をおさえること)が期待できなかつたこと、一方、上層の次門層が郷村社会を掌握していたため、彼らにその政策遂行に与つて力あるべきが期待できたこと、武帝が受禪するまでの過程において雍州その他の州の上層の次門層が大いに活躍したこと、などがあげられる。つきに、(二)二百年もわたつて固められた家系に基く甲族と次門との壁が、意識の面で両者の融和を妨げたこと、(つまり、同じ士人であつてもそれが家系に基くだけに、旧来の上級士人層と下級士人層との間には、とり除きがたい社会意識面での隔壁があつたこと)、旧来の甲族層が、自らが官僚として無能であつただけに有能な上層の次門層出身者の抬頭に内心脅威を感じ

ていたこと、などがからんで旧来の甲族層が彼らをその仲間に入れるといったことはごく少なく、それだけに武帝の任子制をめぐる政策の窮極目的すなわち甲族層そのものの体質改善、若返りを図る意図は制度的なものに止まった感が強い。(なお、上層の次門層出身者が制度的にのみ甲族となった際、そのものが自らをそのことによって社会意識面でも自動的に甲族となったことは殆んどなかったようである。)

武帝の末年侯景の乱が起ったが、この乱によって旧来の甲族層はその大部分が亡んでしまった。ところで、武帝の定めた任子制は一応陳末まで続いたが、陳王朝にあっては、上層の次門層出身者以外に下層の次門層出身者や後門層以下の出身者と思われる人々が流内第十二班以上に就いて甲族となり、その子が著作佐郎以上に起家するといったことが相当数見られる。生き残った旧来の甲族層はそうしたものに対しやはり異質感をもっていたようである。しかし政治の実権は彼ら以外の新抬頭者層(恩倖を含む)に移ってしまった。そこには梁の武帝が意図したような甲族層の体質改善、若返りによる国政振興といったことも図られていない。そうした点からいえば最初の任子制が設けられたときの窮極目的自体がぼやけてきたということになる。こうしたことは古い時代が終り新しい時代が開けてきつつあるのを示唆しているのであるが、新時代にあつては族門制の存在を前提とする任子制も亦自ら根本的に改変されるべきである。

本稿は右のような観点から「改革」以後の梁・陳時代における甲族層の起家の官を制度的にとりあげる。なお、本稿は独立した一篇といったものではなく、筆者の南朝士人層研究の一部分をなすものである。¹⁾

一 流内十八班制における蔭としての著作佐郎以上の起家

「改革」とともに流内十八班制が生じたが、本節はそうした流内十八班制における蔭としての著作佐郎以上の起家をとりあげる。

隋書卷二十六百官志上に、

陳承梁、皆循其制官。而又置相國。位列丞相上。并丞相太宰太保大司馬大將軍、並以為贈官。定令、尚書置五員郎二十一員。其余並遵梁制。為十八班。而官有清濁。自十二班以上、並詔授、表啓不稱姓。從十一班至九班、礼數復為一等。又流外有七班。此是寒微士人為之。從此班者、方得進登第一班。

とあり、続いて、

其親王起家、則為侍中。若加將軍、方得有佐史。無將軍、則無府。止有国官。皇太子家嫡者起家、封王依諸王起家。余子並封公、起中書郎。諸王子并諸侯世子起家給事(中)。三公子起家員外散騎侍郎。令僕子起家秘書郎。若員滿、亦為板法曹。雖高半階、望終秘書郎下。次令僕子起家著作佐郎。亦為板行參軍。此外有揚州主簿太學博士王國侍郎奉朝請嗣王行參軍。並起家官。未合發詔。諸王公參佐等官、仍為清濁。或有選司補用。亦有府牒即授者。不拘年限。去留隨意。在府之日、唯賓遊宴賞。時復修參、更無余事。若隨府王在州、其僚佐等、或亦得預催督。若其驅使、便有職務。

とある。この記事は陳時代三公子、令僕子、次令僕子がそれぞれ員外散騎侍郎、秘書郎、著作佐郎に起家したこと、そうした起家の官以外に揚州主簿などに起家したのもあったことを示している。なお、唐六典卷十秘書郎に、

陳著令、令僕子起家為之。

とあり、唐六典 卷十 著作佐郎に、

陳令、僕射子起家為之。

とある。後記事は「令」と「僕射」との間に「次令」の文字を補うべきであろう。また、通典卷二十六職官八秘書監に、著作佐郎について、

陳氏為令僕子起家之選。

とある。この場合も「為」と「令僕」との間に「次」の文字を補うべきであろう。つまり、こうした三記事も亦陳時代令僕子、次令僕子がそれぞれ秘書郎、著作佐郎に起家することを示していると考えられるのである。

さて、右の隋書百官志では、初めに「陳承梁、皆循其制官。云云。」とある。この点とそこに見える十八班(流内十八班)、七班(流外七班)制が「改革」時生じた点とから、右の起家の制が「改革」以後の梁時代・陳時代に存在したことが予想されるが、いまそれを確かめる意味で、「其親王…給事(中)」内に見える起家制に該当する例をとりあげてみよう。まず梁時代のこととして、皇太子晋安王綱の嫡長子が郡王に封ぜられ侍中(など)に起家した事例(梁書卷八哀太子大器伝)、皇太子晋安王綱の嫡長子以外が公に封ぜられるとともに、中書(侍)郎に起家した三事例(梁書卷四十四の南海王大臨伝、南郡王大連伝、安陸王大春伝)がある。つぎに陳時代のこととして、天子の子が親王となり侍中に起家した五事例(陳書卷二十八の永陽王伯智伝、晋熙王叔文伝、淮南王叔彪伝、尋陽王叔儼伝、岳陽王叔慎伝)がある。

ここで隋書百官志に、著作佐郎以上の起家の官以外の起家の官が、

揚州主簿、太学博士、王国侍郎、奉朝請、嗣王行参軍

という順序でならべられていることをとりあげてみよう。この順序は流内十八班制における官としての順序を示すに相違ない。ところで、通典梁官品には、流内第二班に、(秘書郎、著作佐郎よりあとに、)

揚州主簿、太学博士、奉朝請、嗣王府行参軍

とあり、流内第一班に（皇弟）皇子国侍郎、流外第七班に嗣王国侍郎、流外第六班に蕃王国侍郎がある。ここでの百官志の順序との相違は王国侍郎だけである。かくて両者は巨視的には一致するといえよう。

このように見てくると、百官志の起家の項の記述は「改革」以後の梁と陳とを通じたものということができよう。以下右の三公、令僕、次令僕の子の起家の規定を「改革」以後の梁時代の史実を例にとってより細かく見てみよう。まず、陳書 卷十七 袁敬伝に、

袁敬、字子恭。陳郡陽夏人也。…父昂梁侍中司空。…（敬）釋褐祕書郎。

とあり、陳書 卷十七 袁泌伝に、

袁泌、字文洋。左光祿大夫敬之弟也。…釋褐員外散騎侍郎。

とあって、兄弟でありながら一方は令僕子にあたる起家をし、他方は三公子にあたる起家をしている。ここで梁書 卷三十一 袁昂伝を見ると、袁昂は梁の司空侍中となるまえに尚書僕射、尚書令などに就いている。そうすると袁敬はその父の令僕子として祕書郎に起家し、袁泌はその父の三公子として員外散騎侍郎に起家したことが想定される。

ところで、梁時代でいえば、三公は流内第十八班、尚書令は流内第十六班、尚書僕射は流内第十五班である。流内第十八班、流内第十六班、流内第十五班には、それぞれ三公、尚書令、尚書僕射以外の官がある。右の三公、令僕は当然のこととしてそうしたもの（すべて）を含んでいる。それだけでなく、右の令僕は流内第十七班、流内第十四班の諸官（のすべて）を含むと考えられる。一方次令僕は流内第十三班、流内第十二班の諸官からなるが、流内第十三班、流内第十二班の一部には令僕が入ったことが推定される。いまそうしたことをとりあげる。

まず流内第十七班についてであるが、梁書 卷三十四 張綰伝を見ると張弘策の第四子綰が「改革」以後長兼祕書郎に起

家している。梁書 卷十一 張弘策伝によると、張弘策は「改革」以前衛尉卿として職に殉じ、車騎將軍を贈られている。「改革」以後の新官制でいえば衛尉卿は流内第十二班、車騎將軍は將軍の体系で(流内)第二十四班である。ここで唐六典 卷二(吏部)郎中を見ると、車騎將軍について、

梁班第十七。

とある。通典梁官品に、車騎將軍について「内外通用」とあるが、右の班第十七とあるのは蓋し内職としての流内十八班制におけるものであろう。そうすると令僕の上限は流内第十七班ということになる。なお、起家に関する極官に贈官が含まれることは、つぎの流内第十四班についての考察によって一段と明かになる。

つぎに流内第十四班についてであるが、梁書 卷三十四 張纘伝に、

纘、字伯緒。緬第三弟也。出後從伯弘籍。弘籍高祖舅也。梁初贈廷尉卿。…(纘)起家祕書郎。祕書郎有四員。宋齊以來、為甲族起家之選。云云。

とある。纘の起家は「改革」以後のことである。梁書 卷七 太祖獻皇后張氏伝を見ると、弘籍は齊初鎮西參軍となり官に卒しているが、武帝は即位後弘籍に金紫光祿大夫と廷尉卿とを贈っている。「改革」以後でいえば參軍はその最高の皇弟皇子府諮議參軍が流内第九班である。また、金紫光祿大夫は流内第十四班、廷尉卿は流内第十一班である。後述のように流内第十一班は次令僕にもあたらない。そうすると纘の祕書郎起家は令僕たる流内第十四班就官者の子の起家例と考えざるをえなくなる。(こうしたことは起家に関する極官に贈官が含まれるべきを物語るものである。)

つぎに流内第十三班についてであるが、陳書 卷三十四 江德操伝に、

江德操、字德藻。濟陽考城人也。…父革梁度支尚書光祿大夫。…(德操)起家梁南中郎武陵王行參軍。

とある。ここに見える梁の南中郎武陵王であるが、これは武陵王紀を指している。梁書 卷五十五 武陵王紀伝には武陵王が南中郎將に任ぜられたことの記載がないが、梁書 卷三十六 江革伝を見ると、江革が江州刺史南中郎武陵王長史に除され、ついで入って度支尚書となったとある。武陵王が江州刺史であったのは中大通元年から中大通四年までの間である。恐らくこの間の全部（あるいは一時期）に南中郎將でもあったのであろう。江革は南中郎長史になるまでにすでに左光祿大夫（流内第十三班）、都官尚書（流内第十三班）に就いている。また、あとで述べるように隋書百官志に見える行参軍は皇弟皇子府行参軍のことである。そうすると革の子徳操は次令僕子として皇子府行参軍に起家したことになる。つまりこの際流内第十三班は次令僕に該当するということになるのである。なお、革は武陵王長史に除されるまでに尋陽太守などの地方長官に任ぜられている。流内第十四班は令僕に該当するからそれらは流内第十三班以下ということになる。（右の尋陽太守などが流内第十四班に含まれており、それによって流内第十四班に次令僕が含まれるとされても、それは本稿の論旨自体を妨げるものではない。ただし以下それを流内第十三班以下として論を進める。）

つぎに流内第十一班についてであるが、陳書 卷二十六 徐孝克伝に、

孝克、陵之第三弟也。…梁太清初、起家為太学博士。

とある。梁書 卷三十 徐摛伝に、孝克らの父摛の伝が記されているが、摛は太学博士に起家している。いま太清の初め前後の摛の官について考えると、彼は皇子府長史（流内第十班）、新安太守につきつぎに就き、さらに太清元年よりまゝに太子中庶子（流内第十一班）となっている。のち太清三年までの間に太子左衛率となり以て太清三年五月（すなわち太清の末）に及んでいるが、通典 卷三十 職官十二（太子） 左右衛率府に、

梁二率視御史中丞。

梁陳時代の甲族層起家の官をめぐって（越智）

とある。梁の御史中丞は流内第十一班である。新安太守は蓋し流内第十班あるいは第十一班に擬すべきものである。何れにしても孝克が太学博士に起家したとき擢が流内第十一班になっていたのは確かであるから、著作佐郎起家すなわち次令僕起家は流内第十一班以下の就官者を対象としないということになる。 (もし新安太守が流内第十一班より上であるとしても、さきに見たところからそれは次令僕たる流内第十三班には及ばない、つまり流内第十二班に止まる、とされよう。しかししづきに述べるところをあわせ考えると、それは事実上せいぜい流内第十一班どまりであったとすべきである。)

最後に流内第十二班についてであるが、管見の及ぶ限りではこれを極官としたものの子が著作佐郎に起家したことを明白に物語る史料は見当らない。従ってそれを極官としたものが次令僕にあたるのかそれともそれより下にあたるのかについては推測するよりほかないのであるが、その手がかりとなるのは隋書百官志に流内第十二班以上第十八班までを詔授対象のグループとして一括し、流内第九班以上第十一班までを別のグループとして一括していることである。これは礼数上の差として示されているが、それだけに、前者が詔授対象グループであることは、自ら三公、令僕、次令僕の子が発詔をまって起家するグループであることと相応する。こうした点から流内第十二班就官者が次令僕としてその子を著作佐郎に起家させるべきが察せられよう。

ところで、梁書 卷四十一 褚翔伝を見ると、褚翔が父向の死後祕書郎に起家している。向は祕書郎に起家した甲族であるが、その極官は長兼侍中（流内第十二班）と考えてまず間違いない。そうすると流内第十二班が令僕であった場合もあるということになる。また、陳書 卷十七 王通伝に、

王通、字公達。琅邪臨沂人也。…父琳司徒左長史。琳齊代娶梁武帝妹義興長公主。有子九人。竝知名。梁世起家國子生。 拳明経、為祕書郎太子舍人。以帝甥、封武陽亭侯。

とあり、陳書卷十七 王勳伝に、

勳、字公濟。通之弟也。…梁世為國子周易生。射策高第、除祕書郎太子舍人宣惠武陵王主簿輕車河東王功曹史。

とあり、陳書卷十八 王質伝に、

王質、字子貞。右光祿大夫通之弟也。…梁世以武帝甥、封甲口亭侯。補國子周易生。射策高第、起家祕書郎太子洗馬尚

書殿中郎。

とあり、陳書卷二十一 王固伝に、

王固、字子堅。左光祿大夫通之弟也。…梁武帝甥、封莫口亭侯。举秀才、起家梁祕書郎。

とあり、梁書卷二十一 王錫伝に、

錫、字公嘏。琳之第二子也。…十四举清茂、除祕書郎。

とある。王錫の祕書郎就官は起家としてのそれであったと考えられる。⁽⁴⁾ また、梁書卷二十一 王僉伝に、

僉、字公会。錫第五弟也。八歲丁父憂、哀毀過礼。…策高第、除長兼祕書郎中。⁽⁵⁾

とある。右にあげた王琳の諸子の起家はすべて「改革」以後と推定される。王琳の極官は、今日知りえる限りでは司徒左

長史（流内第十二班）である。蓋しこれも亦流内第十二班が令僕であった事例となるものであろう。⁽⁶⁾

さて、陳書卷二十一 蕭允伝に、

蕭允、字升佐。蘭陵人也。…父介梁侍中都官尚書。（允）起家邵陵王法曹參軍。

とあり、陳書卷二十一 蕭引伝に、蕭允の弟引について、

釋褐（梁）著作佐郎。

とある。右の邵陵王は梁の武帝の皇子で天監十三年邵陵王に封ぜられた綸を指す。ここで隋書百官志に見える板法曹、板行參軍、嗣王行參軍をとりあげてみよう。まず板法曹と板行參軍とであるが、南齊書 卷十六、百官志に、

凡公督府置佐。長史司馬各一人。諮議參軍二人。諸曹有録事記室戸曹倉曹中直兵外兵騎兵長流賊曹城局法曹田曹水曹鑿曹集曹右戸十八曹。（城）局曹以上署正參軍。法曹以下署行參軍。各一人。云云。

とある。ここに法曹參軍が參軍を正參軍と行參軍とに分けた際の行參軍に入ることが示されている。この際の行參軍はそれぞれ特定の職掌をもちその一つに法曹があつたとすべきである。梁書 卷二十一 王泰伝に、齊時代のこととして、王泰について、

遷前將軍法曹行參軍司徒東閣祭酒車騎主簿。

とあり、梁書 卷二十一 柳憚伝に、柳憚について、

齊竟陵王聞而引之、以為法曹行參軍。

とあるが、こうした際の法曹行參軍は右のような性格をもつものとして理解すべきである。ところが、のちになると行參軍は必ずしも特定の職掌をもたなくなってきたのである。梁書 卷四十 劉頤伝に、劉頤について、

解褐中軍臨川王行參軍。俄署法曹。

とあり、梁書 卷四十二 韋粲伝に、韋粲について、

初為雲麾晋安王行參軍。俄署法曹。

とあり、陳書 卷三十四 陸琰伝に、陸琰について、

解褐宣惠始興王行參軍。遷法曹外兵參軍。

とあるが、これらはいわば広義の行参軍のなかに法曹など特定の職掌をもつものとそうしたものをもたないもの（いわば狭義の行参軍）とがいたのを察せしめるものである。ところで梁陳時代正参軍、行参軍にはともに除、板の別があった。つまり同時代参軍には除正参軍、除行参軍、板正参軍、板行参軍という四つの「資格」があったのである。蓋し隋書百官志の板法曹は、板行参軍のなかで特定の職掌をもつものとしての法曹参軍のことであり、板行参軍は板行参軍のなかで特定の職掌をもたないものであろう。つぎに嗣王行参軍の嗣王であるが、梁の官品では皇親の府を皇弟皇子府、嗣王府、皇弟皇子之庶子府、蕃王府に区別している。嗣王行参軍の嗣王はこの嗣王に相違ない。そうするとさきの板法曹、板行参軍は自ら皇弟皇子府のそれとなる⁶⁾。

かくて、さきの邵陵王法曹参軍は、邵陵王綸府板法曹（行）参軍の意味で、その起家は令僕子としての起家となる。しかし、允の弟引は著作佐郎に起家している。これは次令僕子としての起家である。ところで、前引の蕭允伝で蕭介が就いたと記されている梁の侍中は流内十二班であり、都官尚書は流内第十三班であるが、彼は致仕の時は流内第十三班たる光祿大夫であったようである。何れにしても彼の極官は流内第十三班と考えられる。また、允、引兄弟起家時の介の極官が流内第十二班もしくは流内第十三班であったことに間違いはなからう。通常起家は兄の方が弟よりさきである。この際もそうであると考えると、ある特定の班（具体的には流内第十二班あるいは第十三班）に就いていた際その子はあるいは令僕子として起家をし、あるいは次令僕子として起家をするということになる。

いままでとりあげた起家は、行参軍起家に関するものの一部を除くとすべて「改革」以後の梁のものであるが、かくて「改革」以後流内第十八班就官者の子が三公子として起家し、流内第十七班、第十六班、第十五班、第十四班就官者の子が令僕子として起家し、流内第十三班、第十二班就官者の子が令僕子あるいは次令僕子として起家したことになる。（流

内第十三班、第十二班の諸官で、令僕たるものか次令僕たるものかに定められているものがあつたかも知れないが、詳かでない。）数多い起家のなかには必ずしも規定通りでないものもあつたであろうが、ここで重視したのは「改革」以後の梁時代において流内第十二班以上の就官者（流内第十二班以上の贈官を受けたものを含む）が具体的に次令僕以上であつたと考えられることと、そうしたものに關しその父の就いている官（あるいはそれまでの極官）がその起家の官を自動的に定めるという制度が見られること自体とである。この大勢は陳にあつても別に變りはなかつたであろう。

ただし、梁書 卷三十五 蕭子雲伝に、

子雲性沈靜、不樂仕進。年三十、方起家為祕書郎。

とある。蕭子雲は齊の大司馬子章文獻王嶷の子である。この起家は父死後でかつ「改革」以後のものである。その父の官に基く起家であれば子雲の起家は員外散騎侍郎となるべきである。それにもかかわらず彼は祕書郎に起家しているのである。ところで、梁書 卷四十一 蕭幾伝に、

蕭幾、字德玄。齊曲江公遥欣子也。：早孤。：釋褐著作佐郎盧陵王文学尚書殿中郎太子舍人。掌管記。

とある。蕭遥欣は齊の宗室で死後司空を贈られている。この盧陵王は梁の天監八年盧陵郡王に封せられた武帝の皇子続のこととされよう。この記事をあわせ考えると「改革」以後の梁時代、齊の宗室の起家には特例があつたことが推測される。しかしこのことはいまままでの考察結果を否定するものではない。

ちなみに、宋書 卷八十八 沈文秀伝に、

沈文秀、字仲遠。吳興武康人。司空慶之弟子也。父勸之、南中郎行參軍。文秀初為郡主簿功曹史。慶之貴後、文秀起家

東海王曄撫軍行參軍。一云。

とある。これは起家の官が伯父の官僚としての地位の上昇の結果改変された事例である。しかし南朝を通じてこうした起家の官の改変は全く例外的である。

二 流内第十二班以上に就官した非甲族層出身者の子の起家

本節は念のため、流内第十二班以上に就官した非甲族層出身者の子であっても、第一節で述べた規定が適用されたことをとくにとりあげるものである。⁷⁾

第一に、「改革」以後の梁時代、流内第十二班以上に就官した次門層出身者の子が、規定に従って著作佐郎以上に起家した事例についてであるが、まず著作佐郎の場合、梁書 卷二十四 徐勉伝に、徐勉の子悝が著作佐郎に起家し、太子舍人に転じたとある。勉は齊時代西陽王国侍郎に起家しついで太学博士に就いている。かくて彼は上層の次門層出身者とすべきである。彼はのち「改革」後右光祿大夫（流内第十六班）などとなっている。悝の起家は必ずや彼が次令僕であったことであろう。つぎに、陳書 卷二十 仲举伝に、到洽の死後洽の子仲举が著作佐郎に起家したとある。

梁書 卷四十 到溉伝に、齊の中書（侍）郎到坦の子溉が王国左常侍に起家したとあり、梁書 卷二十七 到洽伝に溉の弟洽が起家の官として晋安国左常侍に除されたが就かなかつたとある。これから見て洽起家時その政治身分は上層の次門であったと考えられる。のち彼は尋陽太守として官に卒している。蓋しこれが彼の極官であろうが、尋陽太守が流内第十三班以下であったのは第一節で見た通りである。また彼は死後侍中（流内第十二班）を贈られている。洽死亡時仲举はまだ十一才であった。従って仲举の起家は洽の死後とすべきであるが、この起家が洽が次令僕であったこと（あるいは次令僕

を贈られたこと)のに基くのはいうまでもなからう。

つきに祕書郎起家の場合、第一節で述べたように、死後金紫光祿大夫を贈られた張弘籍のあとをついだ張績が祕書郎に起家している。南史 卷五十六 張績伝に、「績本寒門」とあるのから考えて、弘籍の家系は次門であったとすべきである。⁽⁸⁾ また、同じく第一節で述べたように、贈車騎將軍張弘策の第四子箱が長兼祕書郎に起家している。梁書 卷十一 張弘策伝を見ると弘策は齊の王国常侍に起家しさらに奉朝請(など)に遷っている。これから見ると弘策はもとく上層の次門であったとすべきである。(弘籍と弘策とは従父兄弟の關係にある。恐らく弘籍も上層の次門層出身であったのであろう。) ちなみに、梁書 卷三十四 張緬伝を見ると、弘策の子で績や箱の兄の緬が梁初、「改革」以前(ただし父死亡後)祕書郎に起家している。

なお、上層の次門層出身者が三公となり、その子が員外散騎侍郎に起家した事例は見当らないようである。

(「改革」以後の梁時代、後門層以下の出身者が流内第十二班以上は就いたことは殆んどない。)

第二に、陳時代、流内第十二班以上に就官した次門層以下の出身者の子が、規定に従って著作佐郎以上に起家した事についてであるが、まず著作佐郎起家の場合、南史 卷六十七 徐敬成伝に、徐敬成について、

起家著作郎。

とある。陳書 卷十二 徐度伝には、徐敬成の父度について、

徐度、字孝節。安陸人也。世居京師。少儻、不拘小節。及長、姿貌瓌偉。嗜酒、好博、恒使僮僕屠酤為事。梁始興内

史蕭介之郡。度從之。將領士卒、征諸山洞。以驍勇聞。二云。

とある。これから徐度が甲族でなかったのがわかる。蓋し後門層以下の出身であろう。のち彼は侍中、司空などとなって

いるが、敬成の起家が彼の官序に応じたものであったことは、これを察するにかたくない。なお、陳書卷十二徐敬成伝には、「著作郎」が「著作佐郎」となっている。これは南史のように著作佐郎とすべきであろう。

つぎに、祕書郎起家の場合、陳書卷二十六徐儉伝に、徐儉について、

梁太清初、起家予章王府行參軍。

とある。この予章王は昭明太子の長子で、その死後予章郡王に封せられた歎を指すと考えられる。従ってその起家は嗣王府行參軍（に準ずるもの）とすべきである。儉の父陵は太清二年（以前）に通直散騎常侍（流内第十一班）となり、以て太清末に至っている。恐らく儉の起家は陵の通直散騎常侍就官よりまえであろうが、何れにしても儉の起家は次門の子としての起家となる。また、第一節で引用したように、陳書徐孝克伝に、陵の弟孝克について、

梁太清初、起家為太學博士。

とある。また、陵・孝克の父（すなわち儉の祖父）摛は太學博士に起家している。これらはいままで陵、孝克兄弟が本来次門層出身者であったのを察せしめよう。ところで、徐儉伝には、儉の弟份と儀（儀は份の弟）とについて、

份少有父風。…解褐為祕書郎。…太建二年卒。時年二十二。儀少聰警。以周易生舉高第、為祕書郎。

とある。いまかりに份が陳の天嘉四年（十五才のとき）起家したとすれば、その年に陵は五兵尚書（流内第十三班）に任ぜられており、太建元年（二十一才のとき）起家したとすればその年に陵は尚書右僕射に任ぜられている。份、儀がその兄儉と違う起家をしている際その父陵の官達が決定的なものであったのは自ら明かであろう。ただし、梁書卷三十徐摛伝に、陵・孝克の父摛について、

除太子左衛率。…太宗嗣位、進授左衛將軍。固讓不拜。太宗後被幽。摛不獲朝謁。因感氣、疾而卒。年七十八。長子陵

最知名。

とある。左衛將軍は流内第十二班である。太宗が即位したのは太清よりあとである。死後擢は侍中（流内第十二班）、太子詹事（流内第十四班）を贈られている。（次節で述べるように、「改革」以後流内第十二班以上に就官したものは、制度面ですべて甲族とされたと考えられる。）そうすると份と儀との起家時、陵がその父（すなわち、份・儀の祖父）嫡によって甲族とされていたことが考えられる。しかしそれにしてもこの起家は父の就官によって生じたと考えてよからう。つまり、右は上層の次門層の家系に、流内第十二班以上就官による制度面での甲族化と、令僕就官によるその子の祕書郎起家とが相重なる形で生じたものとすべきなのであろう。

つぎに、員外散騎侍郎起家の場合、陳書 卷八 侯安都伝に、

安都長子敦、年十二、為員外散騎侍郎。天嘉二年（西紀五六一年）墮馬卒。

とある。侯安都は永定三年（西紀五五九年）に司空となっている。（時に安都四十才。）この員外散騎侍郎起家は必らずや三公子としての起家であろう。侯安都の家については、同伝に「世為郡著姓。」とあるが、本来ほほ次門程度であったとして大過あるまい。ちなみに、陳書 卷九 侯瑱伝に、侯瑱の子淨藏について、

淨藏尚世祖第二女富陽公主。以公主、除員外散騎侍郎。

とある。侯瑱は「世為西蜀酋豪」とされる人物であるだけに甲族であったとは考えられない。せいよく次門程度のものであろう。永定二年彼は司空となっている。右に「以公主」とあるのは「以公子」の誤り、あるいは「以尚公主」の誤りであらう。

三 流内第十二班以上就官者が制度面ですべて甲族であること

本節は「改革」以後流内第十二班以上に就官したものが制度面ですべて甲族であること、つまり、次門層以下の出身者もその就官によって自動的に制度面で甲族となったことを考察する。

梁書 卷三十四 張纘伝に、

祕書郎有四員。宋齊以來爲甲族起家之選。待次入補。其居職、例數十百日便遷任。纘固求不徙。欲遍觀閣內凶籍。嘗執四部書目曰、若讀此畢、乃可言優仕矣。如此數載、方遷太子舍人。転洗馬中舍人。並掌管記。

とある。第一節、第二節で張纘がその從伯弘籍のあとをついだものであること、弘籍がもともと次門層出身者であると考えられること、にふれた。纘は天監十五年に十七才で起家しているからその起家は「改革」以後になる。右において纘が甲族であることは全く既定の事実とされている。また、纘が太子洗馬に就いているが、それに関し、梁書 卷四十九 庾於陵伝に、

旧事、東宮官属、通爲清選。洗馬掌文選。尤其清者。近世用人、皆取甲族有才望。時於陵與周捨、竝擢充職。高祖曰、官以人清。豈限甲族。時論以爲美。

とある。⁽¹⁰⁾これは太子洗馬が旧来の甲族層のなかでもとくに優れたものの就くべき官であったのを示している。こうした点をあわせ考えると、「改革」以後、令僕の子は、その令僕たる父がもともと次門層出身者であったにしても、自動的に少なくとも制度上甲族として起家したとすべきである。このことは、さらに令僕に就官した際そのものもともと次門層

以下の出身者であっても、改めて制度面で甲族とされたことを察せしめるに足るであろう。

このように見てきた際、改めて問題となるのは、「改革」以後次門層以下の出身者が就官によって制度面で甲族となる際、その就官の下限がどこかということである。いまそれを考えてみよう。

「改革」以前甲族層の起家すべき諸官として、著作佐郎、員外散騎侍郎(など)があげられる。いまそれを瞥見してみよう。南史二十三卷 王奐伝に、「改革」以前のこととして、

奐、字道明。或兄子也。父粹、字景深。位黃門侍郎。奐繼從祖球。…年數歲、常侍球許、甚見愛。奐諸兄出身諸王國常侍。而奐起家著作佐郎。琅邪顏延之、与球情款稍異常。常撫奐背曰、阿奴、始免寒士。

とある。別稿で論ずるように、寒士というのは次門層の起家すべき諸官に起家したものである。¹¹⁾ そうすると著作佐郎起家というのは甲族層としての起家ということになる。「改革」以前甲族層起家の官としては他に祕書郎があった。これはさきに見た通りである。また、員外散騎侍郎¹²⁾員外郎がある。これについては第五節でふれるが、いま直接必要な点だけを述べると、宋齊時代、員外散騎侍郎起家者としては、まず宋の宰相の子、齊の素姓三公の長子の類があげられる。すなわち、宋書 卷四十二 王弘伝に、その父王弘の爵華容県公を嗣いだ錫に關し、

子錫嗣。少以宰相子、起家為員外散騎(侍郎)。

とあり、南齊書 卷二十二 予章文献王伝に、齊時代のこととして、

素姓三公、長子一人、為員外郎。

とある。王弘は当時の代表的甲族であるが、宋齊時代こうした起家が行われる際、宰相、素姓三公がすべて甲族であるという前提のあったことは、これを察するにかたくないであろう。ところで、宋齊時代員外散騎侍郎が一般的な甲族層

起家の官となったことがある。例えば、宋書 卷七十一 徐湛之伝に、贈中書侍郎徐達之の子湛之について、

元嘉二年、除著作佐郎員外散騎侍郎。並不就。六季、東宮始建。起家補太子洗馬。

とある。右の記事の前半は恐らく甲族層起家の官としての著作佐郎に起家すべきであったのにそれに就かず、ついで員外散騎侍郎に起家すべきであったのにそれにも就かなかつたのを示しているというよりも、同時に著作佐郎と員外散騎侍郎とに起家すべきであったが、それらに就かなかつたのを示しているのであろう。何れにしても最後には甲族層の就くべき太子洗馬に起家しているわけであるが、その員外散騎侍郎は一般的な甲族層起家の官であるとしてよからう。また、南齊書 卷二十三 褚淵伝を見ると、褚淵の長子賁が宋の昇明以前に祕書郎に起家し、賁の弟夔が齊の永明中に員外郎に起家している。淵は著作佐郎に起家した旧来の甲族である。前者は蓋し一般的な甲族としての起家であらう。後者はあるいは、長子賁が淵が三公となるまえにすでに起家してしまっていたので、その「特権」をその弟に譲ったところに生じたものかと予想される。もしそうでなければこれ亦一般的な甲族としての起家とならう。また、梁書 卷七 太宗簡皇后王氏伝に、太宗の皇后の父王騫について、

以公子、起家員外郎。

とある。この起家時王騫の父儉は齊の南昌県公であったが、いまだ三公に昇っていなかった。そうするとこの公子は諸侯の子(具体的には臯公の子)を指している和一応予想される。(王儉は祕書郎太子舍人に起家した当時の代表的な甲族である。)ところが、同じ齊時代、建昌公の子でのちその爵をついだ到摛が太学博士に起家している。これは次門起家である。これから、右の公子がいわゆる貴公子といった意味であることがほぼ想定されよう。貴公子と称される際その家格は甲族と考えられる。これはあとで述べる通りである。何れにしてもこれは員外散騎侍郎起家が一般的な甲族としての起家であった

一例をなすとされよう。また、梁書 卷二十一 王暕伝に、王騫の弟で齊時代起家した暕について、
弱冠、選尚淮南長公主。拜駙馬都尉。除員外散騎侍郎。不拜。改授晋安王文学。

とある。この員外散騎侍郎起家については右の褚綏と同様なことがいえる。(王文学は甲族の就くべき官である。これに起家するということは甲族として起家することを意味する。) また、南齊書 卷三十五 臨川獻王映伝に、

九子皆封侯。：第二子子游州陵侯。解褐員外郎太子洗馬。

とある。この員外郎員外散騎侍郎起家も亦一般的な甲族(なり甲族に準じたものなり)としての起家といえよう。(ただし、「改革」以前員外散騎侍郎起家には次門層起家の場合もある。これについては第五節でふれる。しかしそれは一般的事象として起家の官と家格とに対応が無かつたことを物語るものではない。) つぎに、当時次門層の起家すべき諸官として王国常侍、王国侍郎、奉朝請、太学博士、州の主簿・從事などがあげられる。¹²⁾

右に瞥見した甲族層起家の官と次門層起家の官とが、(第五節でふれるようなごく僅かの例外の場合を除いて) 甲族層と次門層との差別の一環をなすものとして截然と区別されていたことは、これを察するにたたくない。(ただし、「改革」以前にあつては、「改革」以後のように流内のある班以上ある官品以上の官に就いたものの子がすべて甲族として起家するといつたこと、つまりある班一官品以上の官に就いたものが自動的に制度面で甲族となるといつたことはない。¹³⁾) (巨視的にとりあげた際、「改革」以前の甲族層起家の官、次門層起家の官は、「改革」以後甲族層起家の官、次門層起家の官として存続する。これは以後の考察の間に自ら明かとなるう。)

さて、第一節でふれたように、「改革」以後、流内第十二班以上就官者の子が員外散騎侍郎、秘書郎、著作佐郎に起家するにあつては詔が発せられ、他方流内第十一班以下就官者の子が揚州主簿、太学博士、王国侍郎、奉朝請、嗣王行參

軍(など)に起家するにあたっては詔を發せられない。前者は流内第十二班以上の就官が詔授によるのと相應ずるとすべきである。かくて両者には截然たる區別があり、かつ後者に対した際前者の員外散騎侍郎、祕書郎、著作佐郎グループの「一体」性ともいふべきものは強力であつたとすべきである。ところで、發詔グループのうち祕書郎はもとから甲族層起家の官である。また、そこに員外散騎侍郎があるが、これも旧来甲族層起家の官であつた点がとり入れられたのであろう。なお、「改革」以後それが甲族たる三公就官者の子の起家の官となつてゐることは、そのとり入れにあつて、旧来それが事実上甲族たる宰相、素姓三公の長子起家の官であつた点がとくに重視されたのを察せしめよう。何れにしても祕書郎の上位にあるものだけに「改革」以後その就官者が制度面で甲族となり、その子が甲族として員外散騎侍郎に起家したことに間違ひはなからう。つぎに未發詔グループであるが、このうち王国侍郎起家のものは明かに寒士である。すなわち、南史卷六十徐勉伝に、王国侍郎に起家した徐勉に対し、梁の武帝が「改革」以後のこととして、

卿寒士。

といつてゐる。これは、「改革」以後も王国侍郎に起家したものが次門層であつたのを示してゐる。太学博士が旧来同様寒士の就くべき官であつたこと(ひいては寒士起家の官であつたこと)も史料的に確かめられる。¹⁴⁾

このように見てくると、「改革」以後も著作佐郎起家が甲族層起家の官であること、ひいては次令僕以上 \parallel 流内第十二班以上に就官した際その就官者がすべて甲族となるべきことが理解されよう。

附言すると、陳書卷八周宝安伝に、

宝安、字安民。年十余歳、便習騎射。以貴公子、驕騫遊逸。好狗馬、樂馳騁、靡衣媮食。…及文育西征敗績、繫於王琳、宝安便折節読書。与士君子遊。御文育士卒、甚有威惠。

梁陳時代の甲族層起家の官をめぐる(越智)

とある。周宝安の父文育は王琳にとらえられるまでに開府儀同三司(流内第十七班)となっている。陳書 卷八周文育伝に、

周文育、字景德。義興陽羨人也。少孤貧。本居新安壽昌縣。姓項氏、名猛奴。…義興人周薈為壽昌浦口戍主。見而奇之、因召与語。文育対曰、母老家貧。兄姉並長大、困於賦役。薈哀之。乃随文育至家、就其母、請文育、養為己子。母遂与之。二五。

とあるが、賦役に苦しんだその「生家」も養なわれた周家も決して甲族ではない。周家にあってもせいぜい次門程度であらう。ところで、ここに周宝安が貴公子であったとある。この貴公子という語について考えてみよう。旧来貴公子という表現は家格を重視したものであった。南史 卷二十一 王僧達伝に、

路瓊之太后兄慶之孫也。宅与僧達門竝。嘗盛車服、詣僧達。僧達将獵、已改服。瓊之就坐。僧達了不与語。…太后怒、泣涕於帝曰、我尚在而人陵之。我死後乞食矣。帝曰、瓊之年少、無事詣僧達門、見辱。乃其宜耳。僧達貴公子。豈可以此加罪乎。二五。

とあり、梁書 卷三十一 袁君正伝に、

(袁昂) 子君正、美風儀、善自居処。以貴公子、得当世名譽。

とあり、陳書 卷二十六 袁憲伝に、袁君正の子憲について、

尋舉高第。以貴公子、選尚南沙公主。即梁簡文之女也。大同元年、釈褐祕書郎。

とあるのはその若干の例である。こうした貴公子という表現と周宝安に関して使用された貴公子という表現とが無関係であるとはいえぬであろうが、その際両者の共通点としては、ともに甲族であるということだけしか考えられない。こうし

た理解が成立するとすれば、梁極末から陳にかけて、制度面を重視した社会評価において、流内第十二班就官者以上の子が、たとえその父が次門層出身者であっても甲族として理解された場合も生じたといえることになる。さらにいうと、
梁書 卷二十一 柳惲伝に、

惲立行貞素。以貴公子、早有令名。

とある。柳惲の父世隆はもともと上層の次門層出身者であったと考えられるが、のち尚書令となったものである。この柳氏は雍州の大姓で、世隆も惲もその教養が旧来の甲族に劣るといったことはなかったといえる。こうしたものであるだけに惲が貴公子と表現されたにしてもそれはさして不思議とはいえぬであろう。しかし周文育、（読書を始める以前の）周宝安は旧来の甲族とは全く異なった生活態度であったとすべきである。こうした宝安が貴公子とされたということは、（梁末侯景の乱によって旧来の甲族層が急激に衰えたこととからんで、）専ら官職に基いて家格を上昇させても、それが以前に此べると人々の抵抗を受けることが少なくなった局面のあるのを示唆していると推測されるのである。

四 旧来の甲族層の家格のみに基く起家と祖父の蔭としての起家

「改革」以後も、若死その他によって流内第十二班以上に昇らぬ旧来の甲族というものがもちろん存在する。第一節で検討したところに基くとそのものは著作佐郎以上に起家できぬことになる。しかし、その規定を設けた武帝の真意が甲族層の体質改善、若返りにある以上、そうした甲族の子も亦当然のこととして家格に基いて著作佐郎以上に起家すべきである。本節はまずそうした点を考察し、続いてそうした線に沿うものとして祖父の極官に基く起家があったと思われる

ことを推測する。

まず旧来の甲族層の家格のみに基く著作佐郎以上の起家についてであるが、陳書卷二十一孔奐伝に、孔奐について、曾祖琇之齊左民尚書吳興太守。祖錡太子舍人尚書三公郎。父稚孫梁寧遠枝江公主簿無錫令。奐數歲而孤。∴州举秀才。射策高第、起家揚州主簿宣惠(成?)湘東王行參軍。並不就。又除鎮西湘東外兵參軍。

とある。奐の曾祖父琇之の父は靈雲であり、その兄は有名な会稽太守靈符である。靈符・靈雲の父は特進靖である。右の寧遠枝江公は昭明太子の子で枝江県公に封ぜられ、のち改めて河東王に封ぜられた誉のことと考えられる。なお、梁書卷五十五河東王誉伝では、誉が寧遠將軍に除されたのは彼が河東王に封ぜられてからのちのこととなっている。県令は最高で流内第六班である。揚州主簿起家は次門としての起家である。これは第三節で述べた通りである。(成?)宣惠湘東王は武帝の皇子で湘東王に封ぜられた綱を指す。従つてこの王の行參軍に起家することは、次令僕としての起家となる。つぎにこの王の外兵參軍に起家することについてであるが、第一節で引用した南齊書百官志の記事によると外兵參軍は正參軍である。しかし「改革」以後でいえば皇弟皇子府正參軍は流内第四班で流内第三班たる員外散騎侍郎より上位にある。こうした正參軍に外兵參軍が含まれ、それが(令僕子以下の)起家の官となるといったことはとうてい考えられない。かくて外兵參軍は行參軍となつたと想定される。なお、さきに第一節で陳書陸琰伝に、陸琰について、

解褐宣惠始興王行參軍。遷法曹外兵參軍。

とあるのを引用し、この法曹が広義の行參軍のなかにあつて法曹という特定の職掌をもつものであることを推定した。この外兵についてもそれと同じことがいえると考えて大過なからう。こうした考察によると、湘東王の外兵參軍に起家することは令僕としての起家となる。蓋し右の孔奐伝の記事は、甲族たる家格をもつ孔奐が、その父(、祖)が流内第十二

班以上に就官していなかったため上層の次門としての起家をさせられようとしたがそれに就かず、さらに次令僕子としての起家をさせられようとしたがそれにも就かず、ついに令僕子としての起家をするに至つたのを物語るものであろう。甲族が次門として起家させられようとしたと推測されるのは、この一例だけである。さて、陳書 卷三十四 陸琰伝に、

陸琰、字温玉。吏部尚書瓊之從父弟也。父令公梁中軍宣城王記室參軍。琰幼孤。：解褐宣惠始興王行參軍。

とあり、陳書 卷三十四 陸瑜伝に、陸琰の弟瑜について、

解褐驃騎安成王行參軍。

とある。宣城王は簡文帝の嫡長子で中大通三年（恐らく簡文帝が皇太子と定まつてのち）宣城王に封ぜられた大器を指す。当時皇弟皇子府記室參軍は流内第六班、嗣王府記室參軍は流内第六班以下流内第四班以上であるが、この宣城王參軍は兩者のうちの後者に準ずるものである。始興王は陳の文帝の子で始興王道談（祖父）のあとをついだ伯茂を指す。安成王は陳の始興王道談の第二子でその兄文帝の即位後安成王に封ぜられた頃（のちの宣帝）を指す。この安成王は当然皇弟皇子に含めるべきである。ところで父の死後兄弟の起家の資格が甲族と次門とに分れるといったことは想定しがたいから、さきの始興王伯茂は嗣王ではなくて皇弟皇子に含めるべきことになる。陳書 卷二十八 始興王伯茂伝に、

（前略）於是、尚書八坐奏曰、：第二皇子新除始興王伯茂、体自尊極、神姿明顯。二云云。

とあるのはそうした理解をささえるところがあろう。このように見てくると、右の琰、瑜兄弟も亦甲族たる家格による起家をしたとされるであらう。また、陳書 卷三十 陸瓊伝に、

陸瓊、字伯玉。吳郡吳人也。祖完梁琅邪彭城二郡丞。父雲公梁給事黃門侍郎。掌著作。：（瓊）十一丁父憂、毀瘠、有至性。：（陳）天嘉元年、為寧遠始興王府法曹行參軍。

とある。給事黃門侍郎は流内第十班であり、著作郎は流内第六班である。始興王は右に見た始興王伯茂のことである。給事黃門侍郎は雲公の極官である。雲公とさきにあげた琰、瑜兄弟の父令公とは兄弟である。この瓊の起家も亦甲族たる家格に基くものとされよう。

つぎに祖父の極官に基く起家があったと思われる点についてであるが、「改革」以後、祖父の就いた流内第十二班以上の官がその孫の起家の官を規制する、といった規定を明記した史料は見当たらない。しかし当時そうした規定のあったことは一応これを予想できるのである。以下それをとりあげる。陳書 卷三十四 蔡凝伝に、

蔡凝、字子居。濟陽考城人也。祖搏梁吏部尚書金紫光祿大夫。父彥高梁給事黃門侍郎。…（陳）天嘉四年、積褐受祕書郎。…凝年位未高、而才地為時所重。常端坐西齋、自非素貴名流、罕所交接。趣時者、多譏焉。

とある。吏部尚書、金紫光祿大夫はともに流内第十四班であり、給事黃門侍郎は流内第十班である。また、陳書 卷二十三 陸繹伝に、

陸繹、字士繹。吳郡吳人也。祖惠暉齊太常卿。父僎梁御史中丞。繹幼有志尚。以雅正知名。起家梁宣惠武陵王法曹參軍。

とある。この武陵王は梁の武帝の皇子武陵王紀のことである。紀が武陵王に封ぜられたのは天監十三年のことである。太常卿は「改革」以後でいえば流内第十四班である。御史中丞は流内第十一班である。また、陳書 卷十八 韋載伝に、

韋載、字德基。京兆杜陵人也。祖叔梁開府儀同三司永昌嚴公。父政梁黃門侍郎。…起家梁邵陵王法曹參軍。

とある。この邵陵王は梁の武帝の皇子邵陵王綸のことである。綸が邵陵王に封ぜられたのは天監十三年のことであるが、それ以前に韋載は太子詹事（流内第十四班）に任ぜられている。黃門侍郎は流内第十班である。また、陳書 卷十八 沈衆伝

に、

沈衆、字仲師。吳興武康人也。祖約梁特進。父旋梁給事黃門侍郎。…（衆）起家梁鎮衛南平王法曹參軍太子舍人。

とある。この南平王は梁の武帝の弟南平王偉のことである。沈衆の起家は普通五年（西紀五二四年）以後、中大通四年（西紀五三二年）までの間のことである。特進は流内第十五班である。沈約は天監十二年（西紀五一三年）に死亡している。（補上）

蔡凝以下の場合、その父の官歴があまり詳しくわからない者が多い。しかしそこに流内第十二班以上に就いた祖父の蔭（右に見た史料の限りでは令僕の祖父の蔭）の存在を一応予想しても、さして無理ではなからう。

なお、陳書 卷十七 王冲伝に、

王冲、字長深。琅邪臨沂人也。祖僧衍齊侍中。父茂璋梁給事黃門侍郎。冲母梁武帝妹新安穆公主。卒於齊世。武帝以冲偏孤、深所鐘愛。年十八、起家祕書郎。

とある。王冲の起家は天監八年のことである。少なくとも右に見える限りでは、祖父の蔭ならば著作佐郎に起家すべきである。それにもかかわらず冲は祕書郎に起家しているわけである。蓋しそれは祖父の蔭と武帝との姻戚関係とが重なったことに基くのであろう。

右に見た蔭が甲族層に限定されることは改めていうまでもなからう。

甲族という家格に基く著作佐郎以上の起家と、父の蔭による著作佐郎以上の起家との兩者を、形式的には後者を中心に内容的には前者を中心に存続させる以上、旧来の甲族層について、「改革」以後の官でいつた際の（流内第十二班以上に就官した祖父の蔭が、（少なくとも）現実の事象として生起したにしても、それは何ら奇とするには足りぬであろう。

五 員外散騎侍郎と皇弟皇子府行參軍との起家について(概要)

本節は南朝における員外散騎侍郎、皇弟皇子府行參軍(この行參軍は広義のもの)との起家のもつ特殊性を瞥見しようとするものである。

「改革」以前(ただし南朝に入って以後)、祕書郎、著作佐郎がすべての場合において甲族層起家の官となっているのに反して、員外散騎侍郎、皇弟皇子府行參軍は次門層起家の官でもあるという特殊性をもっていた。いま次門層起家の実例を一つずつあげると、員外散騎侍郎の場合、梁書 卷九 曹景宗伝に、曹景宗について、

辟西曹。不就。宋元徽中、随父出京師。為奉朝請員外(郎)。遷尚書左民郎。

とある。州西曹起家は通常次門としての起家である。また右の奉朝請就官は起家としてのそれであるが、奉朝請起家は次門としての起家である。蓋しこの記事は員外散騎侍郎起家が次門層起家の官であった一例となるものであろう。つぎに皇弟皇子府行參軍の場合、梁書 卷四十 劉顛伝に、次門劉顛について、

天監初、挙秀才。解褐中軍臨川王行參軍。俄署法曹。

とある。この臨川王は梁の武帝の弟で天監元年臨川王に封ぜられた宏のことである。彼が中軍將軍であったのは天監六年まで(つまり「改革」以前)と考えられる。この記事は皇弟皇子府行參軍が次門層起家の官であったのを示しているときれよう。

さて、員外散騎侍郎の場合、それは晋時代名家たる有爵者の起家の官となっていた。同時代、時期が降るにつれ名家で無爵のものが次第に数多くなったが、そうしたものとときとして員外散騎侍郎に起家している。こうした際の名家は(制

度的な性格を含む）甲族なりその前身をなすものなりを主体とする。第三節で宋齊時代宰相の子、素姓三公の長子、一般的な甲族が員外散騎侍郎に起家したことを述べたが、それは蓋し右のような起家の変遷したものとして理解すべきであろう。それにもかかわらず員外散騎侍郎が一方において次門層起家の官となったということは、員外散騎侍郎が加官に多く用いられるようになり、それにともなつて就官者にいかかわしい人物が入ってきたため、その評価が低下したことに基いていると考えられる。つぎに、皇弟皇子府行参軍の場合であるが、軍府の諸官は州郡県官と違つて家格と対応することが比較的少なかったため、府主と府官との個人的なつながり（など）によつて家格の低いものが参軍に任せられることも多かった。こうしたことが主たる原因となつて皇弟皇子府行参軍に次門層が起家することが生じたと考えられる。

員外散騎侍郎、皇弟皇子府行参軍のように、一つの官が甲族層起家の官となつたり次門層起家の官となつたりすることは全く例外的なものであるが、「改革」以後はそうしたこともなくなり、両者は専ら甲族層起家の官となつたと考えられる。「改革」以前の両者の様態が一般的なこととして甲族層起家の官と次門層起家の官とに区別が無かつたのを物語るものでないのは明かである。）ただし、「改革」以後、次門として起家したものが起家よりあとに員外散騎侍郎に就いたことや、北朝から帰服したもの（蓋し次門層以下）が員外散騎侍郎に就いたことがある。こうした就官は「改革」以前、次門層が起家よりあとに員外散騎侍郎に就いたことの残影であろう。⁽¹⁶⁾

む す び

本稿で述べようとした要点は、ほぼ次の通りである。

(一)「改革」以前、甲族層は甲族としての家格に基いた起家をした。その際の起家の官は員外散騎侍郎、祕書郎、著作佐郎などであった。

(二)「改革」以後流内十八班制が施行され、それと同時に三公、令僕、次令僕の各グループの官(次令僕グループの官の下限は流内第十二班)に就いたものの子がそれぞれ員外散騎侍郎、祕書郎、著作佐郎に起家することになった。蔭は宋以来宰相の子、素姓三公の子に現われているが、ここに至ってそれは広範かつ大規模なものとなった。

(三)「改革」以後次令僕以上に就官した際、そのものは次門層出身者であっても改めて(制度面で)甲族とされた。

(四)「改革」時武帝が右のような規定を設けた窮極の目的は、甲族層そのものの体質改善、若返りにあったと考えられる。

(五)それだけに、「改革」以後も旧来の甲族層であれば、次令僕以上となりえなくてもその子が著作佐郎以上に起家する「制度」が残っていた。(これは一見さきの蔭の制度―任子制と矛盾するようであるが、武帝の窮極目的からみれば決して相反するものでない。)そうしたわくのなかにおいて、旧来の甲族層で次令僕以上となりえなかったものの子が祖父の極官に基いて著作佐郎以上に起家をした場合のあることが一応予測される。

(六)「改革」によって生じた、(二)、(三)、(五)に見えるような諸制度は陳に継承されたが、そこには甲族層そのものの体質改善、若返りといったことは別に期待されていなかったようである。

註

(1) はしがきで述べた私見の大部分は、拙著、「魏晉南朝の政治と

晋南朝の最下級官僚層について」(史学雑誌第七号)・「晋南朝の士大

社会」・拙稿、「州大中正の制に関する諸問題」(史学雑誌第九号)・「魏

夫」(九州大学文学部四十年記念論文集四)・「梁の天監の改革と次門層」(史学研究第九号)

・「清議と郷論」(東洋子報野題) 十八卷第一号) ・「州將蕭衍の挙兵をめぐる」

(軍史字) (第九号) ・「南朝の清官と濁官」(史編第九) 十八卷第一号) ・「寒士と寒門」(

未発表) ・「宋齊時代の家格」(未発表) などで論じた。

家格という際の家と各族門との大きさについては、「宋齊時代の家格」参照。

なお、起家については、宮崎市定氏、「九品官人法の研究」に卓論がある。

(2) もし流内第十四班に次令僕が含まれるという前提にたつと問題の生ずる史料もある。しかしそのひとつひとつについては述べないが、それらが本稿の論旨自体を妨げることにはならない。

なお、地方長官の官班は流内十八班に含まれない。つまり、各地方長官の官班は流内十八班のなかの何れかの班に比擬されるわけである。本稿で第何班というのはそうした比擬の班である。

(3) 楮向は安成内史に就いている。これが流内十八班制の第何班に比擬されるかはわからない。しかしそれが太子舍人(流内第三班)・尚書殿中郎(流内第五班)就官と太子洗馬(流内第六班)

就官との間の就官であることを考えると、とうてい流内第十二班には及ばなかつたとされよう。

(4) 射策高第などについては稿を新たにして論ずる。

(5) ただし、この考察は王琳の就いた東陽太守が流内第十二班以下であるとしてのものである。もし東陽太守が流内第十三班以上で令僕に該当しても、それは本稿の論旨を否定するものではない。

(6) 参軍については別に専論を發表する。

(7) 次門層起家の官については、前掲、「梁の天監の改革と次門層」及び「寒士と寒門」参照。

(8) ・(9) 前掲、「寒士と寒門」参照。

(10) この記事については、前掲、「南朝の清官と濁官」参照。

(11) ・(12) ・(13) ・(14) 前掲、「寒士と寒門」参照。

(15) 嗣王府主簿は流内第四班である。

(16) 本節で示した私見は別の機会にもうすこし詳しく述べる。

補(1) 沈約は上層の次門層出身者であったが、この際の沈氏はもはや旧来の甲族層に準じたものとなっているといえよう。

On *Qi jia* (起家) of *Jia zu* (甲族) in *Liang* and *Chen* Eras

Shigeaki OCHI

In the Period of the South Dynasty, people were divided into four castes. The highest in rank was called *Jia zu* (甲族), and the second *Gi men* (次門). The members of *Jia zu* were privileged to keep their bureaucratic positions according to the prestige of their family, which caused the gradual increase of incompetent bureaucrats.

Wu di (武帝) of the *Liang* Dynasty ventured a reform of government organization in the 7th year of *Tian jian* (507A.D.), when those who held some bureaucratic positions were promoted to the caste of *Jia zu*, and started a new system, according to which their children were allowed to make *Qi jia*, that is, to be newly installed in governmental offices, belonging to *Jia zu*. Most of the new members of *Jia zu*, however, had virtually belonged to the upper class of the caste of *Gi men*. The ultimate purpose of *Wu di*'s new policy was to reform the constitution of *Jia zu*, the members of which occupied the chief posts in the bureaucracy.

The original purpose of the system was gradually lost sight of, but the form itself was preserved as far as *Chen* Era.